

令和 5 年 7 月 20 日

安芸高田市議会議長

大 下 正 幸 様

産業厚生常任委員会委員長

山 根 温 子

### 産業厚生常任委員会 所管事務調査報告書

本委員会は去る令和 5 年 6 月 12 日の委員会において、所管事務調査事項を議決した。調査テーマは、「多治比川改良復旧工事に伴う進捗状況について」「有害鳥獣対策に関する事」「空き家対策に関する事」の 3 つに決定し、調査を行い、各テーマについて委員会として取りまとめたので、報告を行う。

なお、「有害鳥獣対策に関する事」については、閉会中も継続して調査を行うこととなった。

調査の概要については、以下のとおりである。

#### 1 調査日

産業厚生常任委員会

令和 5 年 6 月 2 6 日

執行部から現状等の説明、質疑

「多治比川改良復旧工事に伴う進捗状況について」

「有害鳥獣対策に関する事」

「空き家対策に関する事」

#### 2 調査概要

##### (1) 「多治比川改良復旧工事に伴う進捗状況について」

令和 3 年 8 月の豪雨災害は、多治比川流域において、堤防の決壊や河川の氾濫など甚大な被害を及ぼした。当委員会では、多治比川の改良復旧工事に伴う河川拡幅工事について工事の進捗状況を調査するため、執行部から概要等の関係資料の提供並びに説明を受け、状況確認を行なった。

##### (2) 「有害鳥獣対策に関する事」

有害鳥獣による農作物の被害は、依然として高い水準にあり、農村地域においては、高齢化に重ね、営農意欲の減退や耕作放棄等の深刻な影響を及ぼしている。当委員会では、これまでの対策と効果について、執行部から資料提供並びに説明を受け、そして今年度の取組みについての確認を行なった。

(3) 「空き家対策に関すること」

年々増えていく空き家に対して、空き家等対策計画に基づく施策の推進と対策の効果について、執行部から資料提供並びに説明を受け、そして今年度の取組みについての確認を行なった。

3 委員会として確認した内容

(1) 「多治比川改良復旧工事に伴う進捗状況について」

- ・この事業は、今後、同規模の洪水からの被害を防止するため、広島県が河川の拡幅や堤防の嵩上げなど、改良復旧工事を行うもの
- ・スケジュールについては、R4 年度から、測量設計、用地買収などが行われた後に工事に着手。9 年度末に工事完了を目標とした内容となっている。
- ・工事概要は、江の川との合流部から竹屋頭首工までの 1,100 メートルについては、河床掘削及び河道拡幅。また西浦川合流部から中原橋の上流までの 1,800 メートルは、堤防の嵩上げ及び河道拡幅の予定

(2) 「有害鳥獣対策に関すること」

- ・執行部からの資料によるこれまでの捕獲実績については効果としての数値があまり認められない。2022 年度の有害鳥獣の対策事業については、国庫補助事業を使い、また鳥獣対策アドバイザーの活動が加わり、イノシシ対策モデル事業等が動いている。2023 年度にも国庫補助事業で防護柵や箱わな等を備えて取り組む方針。
- ・ジビエ及びペットフード事業の取組状況は、「捕獲した個体処分に係る体制の構築」と「地域資源の活用を目的としたジビエ振興の構築」を検証し、最重点課題として課題解決に努めるとのこと。

(3) 「空き家対策に関すること」

- ・空き家等対策計画 H28 年度～R2 年度までの 5 年間が経過したことにより、令和 3 年度に令和 7 年度まで 5 年間再延長した。この計画は、今後の「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の改正に基づき、見直しを検討し、改正する方針。
- ・空き家等対策計画に基づく施策には、以下の 6 事業（ア）～（カ）（1 事業（カ）は廃止、1 事業（ア）は拡充）がある。現状、事業は全て良好のため、課題はないとのこと。

ア 空き家解体事業補助金（R5.4.1 拡充）解体件数は伸び悩んでいたが拡充後良好。

イ 空き家改修補助金

ウ 空き家情報バンク登録奨励金

エ 空き家情報バンクサポート奨励金

オ 空き家情報バンク事前登録制度（R4 年度創設）

登録数と成約件数は県内トップクラス

カ 空き家購入補助金の H28～R3 までの実績と廃止理由 イの改修補助金拡充のため、実績はあったが廃止。市外在住者に限定していた改修補助金対象を市内在住者も対象になるよう拡充。

・空き家と空き家解体後の固定資産税の取扱いについて

空き家か否かにかかわらず、人が居住するための家屋の敷地として利用されている土地（住宅用地）については、課税標準額が6分の1（規模によっては3分の1）に軽減される特例措置がある。家屋が解体されれば、その土地の軽減措置はなくなる。

#### 4 委員会が出た質疑及び意見

##### (1) 「多治比川改良復旧工事に伴う進捗状況について」

Q 質疑: このスケジュールに対して、事業の遅れが生じていないか？

A 答弁: 県からは事業については計画通り進んでいると聞いている。

Q 質疑: 実際、この事業がどのように進んでいくのか？

A 答弁: 現在、県は測量・設計を進めており、それらが完了次第、地域の方々に説明会を開催し、用地取得・工事着手に向けた準備を進めていくと聞いている。

Q 質疑: 今後、市はどのようにこの事業に関わっていくのか？

A 答弁: 今後については、計画区域内の市道、橋梁等の市管理施設について、施設管理者として県と取扱いについて協議してまいりたい。

・多治比川改良復旧工事に伴う進捗状況について、資料をもとに説明。これについては、所管が県ということもあり、現段階においては、これ以上の説明を求める必要はないと判断する。

##### (2) 「有害鳥獣対策に関すること」

Q 質疑: 毎朝午前5時から点検しているが、箱わなを置いた途端に近寄ってこないという現象も現れてきているが。

A 答弁: 猪対策の新たな捕獲の提案を受けており、上式敷地区で実施、検証を図っていききたい。

Q 質疑: 新たな提案とは？

A 答弁: アドバイザー提案で、イノシシほいほいとかいう名で、サークル上にネットを張ったもの。

・有害鳥獣対策に関することで、先ほど執行部からの説明で、特にイノシシ対策について、新たな罠で、仮称イノシシほいほいということで、ざくざく取れるということもお聞きした。これは、すごく関心もあり、どんな手法なのか、一頭でも多く

捕獲して地域で喜んでいただくような、そういったことができるということであれば、委員会としても今の現状の罨、それから新たな罨の設置後の状況等を現地調査していくような考えの方向性が望ましいと考える。

(3) 「空き家対策に関すること」

Q 質疑：空き家解体後は、軽減措置なくなると解体意欲は無くなるのでは？

A 答弁：空き家特措法が改正され特定の危険空き家については、減免措置というよりもさらに上乘せするような対策も考えられている。法令参考に今後検討していく。

Q 質疑：空き家の所有者にしっかりと情報提供する対策必要では？

A 答弁：空き家専門スタッフを通じ、或いは文書で解体なり管理などお願いしている。

Q 質疑：空き家への不法投棄などの説明は？ A 答弁：管理はお願いしている。

Q 質疑：制度が間に合いそうにない現状では？ A 答弁：特措法で強く指導。

Q 質疑：特定空き家となりそうな物件は何件あると予想されているのか？

A 答弁：現在空き家の相談件数をもとに現地調査をしている。管理されてない空き家で、指導させていただいてる件数は100件以上ある。その多くは、解体とか修繕とかで解決しているが、危険空き家というもので指導や対応できない場合は、計画に基づいて特定空き家として認定し行政指導を行うが、まだ件数はない。

・空き家対策に関することについては、かなり詳しく執行部からの説明もあり、具体的には、空き家解体補助金をR5.4.1より拡充され、現時点ですでに23件を解体されたということであり、積極的に取り組んでおられることもよく理解できた。

現状の事業の状況から、空き家対策に関することの調査はできたと考える。